## 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進に関し 必要な事項を定める条例(以下「条例」という。)並びに市民活動の 促進に関する施策等(以下「施策等」という。)の立案に当たり、市 民の意見を十分に反映させるため、北本市市民参画推進条例等市民検 討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事務を所掌する。
  - (1) 条例の立案に関し必要な事項の検討を行うこと。
  - (2) 施策等の立案に関し必要な事項の検討を行うこと。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) コミュニティ活動団体関係者
  - (2) 市民活動団体関係者
  - (3) 市内で事業活動を行う者又は市内で働く者
  - (4) 公募による市民
  - (5) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職 務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、 会議の議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席

を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 会議に出席した委員には、予算の範囲内において謝礼を支給するものとする。

(庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。 (委任)
- 第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。